

議案第47号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 宣誓書に係る押印を廃止するとともに、規定の整備を図る必要があるので、
本案を提出する。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別記様式」を「様式」に改め、同項ただし書中「又は」を「その他」に改める。

別記様式中「印」を削り、同様式を様式とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。